

二次対策工事後2年間の モニタリング調査計画について(確認)

令和2年(2020年)11月20日

産廃特措法実施計画の目標達成状況の確認について

1 支障等の内容

- ① 廃棄物の飛散流出のおそれ
- ② 地下水への汚染拡散のおそれ
- ③ 硫化水素ガスの悪臭発生のおそれ

2 目標達成状況の判断とその調査方法

目標達成状況の判断	調査方法	対象の支障等
廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること	施工後の 完了検査	①、③
法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること		
旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足すること	地下水調査	②
嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること	浸透水 水位調査	③
旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること	敷地境界 ガス調査	③

3 調査期間

工事終了後2年間
(令和3年(2021年)4月～令和5年(2023年)3月予定)

協定書に基づく「有効性の確認」について

協定書に基づく「有効性の確認」の評価方法等については、工事後2年間のモニタリング結果を見ながら継続して協議する。

地下水調査

1 調査地点

現行のモニタリングと同じ(※) (調査地点図(地下水調査)のとおり)

(※)ただし、表流水の調査地点(経堂池、洪水調整池)、家庭系ごみに係る調査地点(C-7、C-8、C-9)については、調査目的が異なるため、調査の有無や頻度について別途協議します。

2 調査項目

現行のモニタリングと同じ (有害物質15項目、一般項目5項目、その他10項目)

3 調査頻度

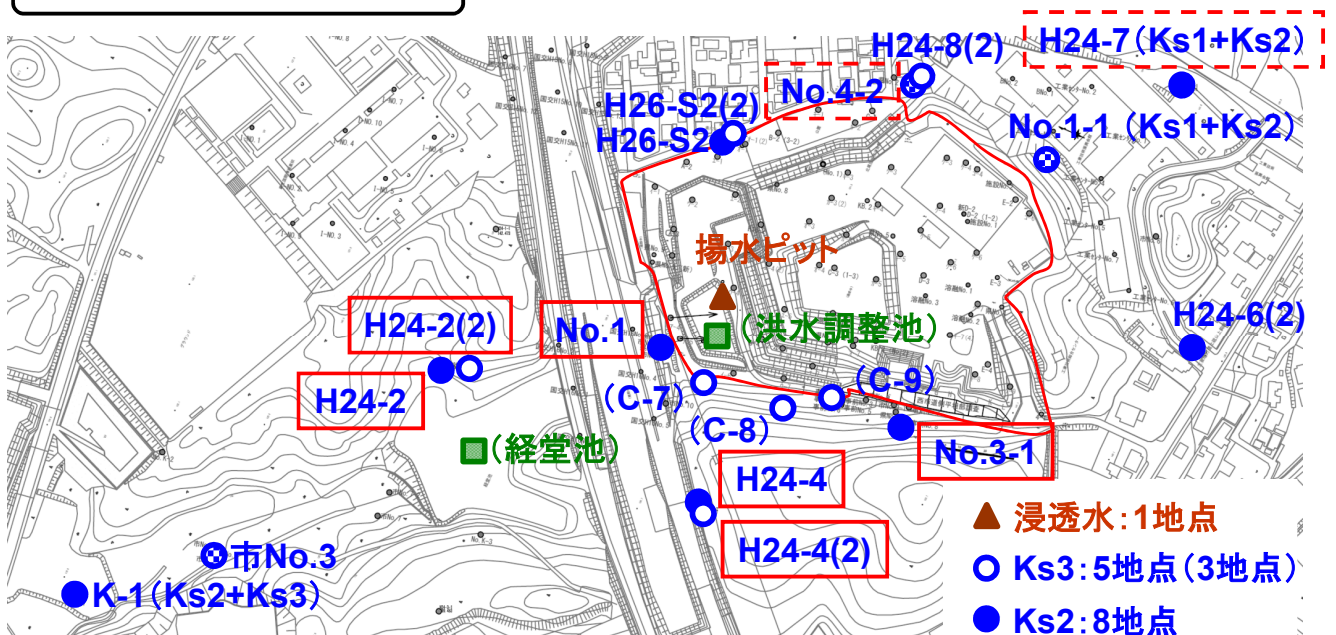
現行のモニタリングと同じ (全項目年4回)

4 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

1の調査地点のうち、調査地点図の処分場下流側の四角で囲った6地点における結果を産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価に用いる。

- ・ 測定値の年平均値が環境基準に2年間適合すること。
- ・ 処分場が原因でない項目は除く。

調査地点図(地下水調査)



(※)表流水の調査地点(経堂池、洪水調整池)、家庭系ごみに係る調査地点(C-7、C-8、C-9)については、調査目的が異なるため、別途協議します。

▲ 浸透水:1地点
 ○ Ks3:5地点(3地点)
 ● Ks2:8地点
 ⊕ Ks2(確認):3地点
 ■ (表流水)
 □ :実施計画の目標達成状況の評価に用いる地点
 (破線は処分場の影響がないバックグラウンドとして用いる)

浸透水水位調査

1 調査方法

水位の自動測定器または手測りにより、浸透水井戸の水位を測定する。

2 調査地点

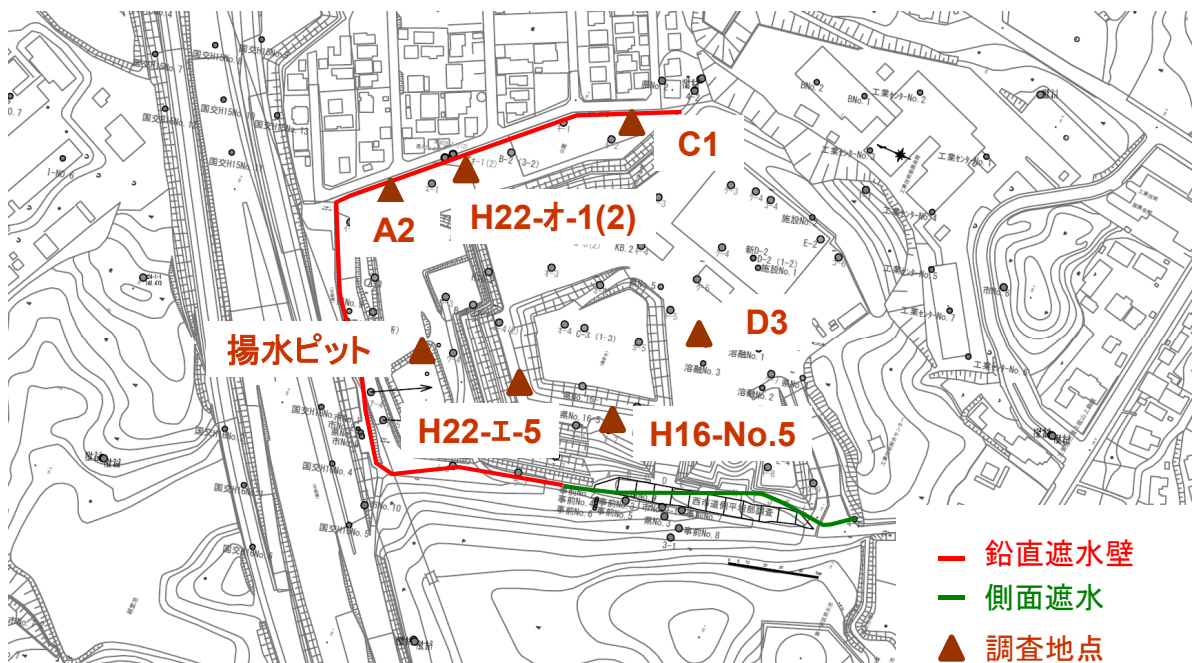
場内7地点

(測定データの経過等により調査地点を増減することがある)

3 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

・水位データを分析し、過去のボーリング結果等と比較して、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているか確認。

調査地点図(浸透水水位調査)



敷地境界ガス調査

1 調査方法

大気ガスを採取・分析し、硫化水素ガス濃度を調査する。

2 調査地点

敷地境界4地点(4方向)

採取高さ: 地上0.5m

(参考)悪臭防止法の施行について(昭和47年8月31日付け環大特第48号)
事業場敷地境界線において悪臭物質の濃度の測定を行なう場合には、(中略)事業場の敷地境界線からおおむね10メートル以内の地点の地上2メートル以内で試料を採取して行なうこと。

3 調査頻度

年4回

4 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

・悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

(参考)悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準
硫化水素: 0.02 ppm 以下 (一般区域)

5 その他

現在、敷地境界周辺で、ガス検知器により硫化水素濃度を毎週監視しており、今後も継続する。

調査地点図(敷地境界ガス調査)

